

令和8年4月1日

不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーの委嘱について

消費者庁における法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮することが求められています（不当寄附勧誘防止法第12条）。

消費者庁では、当該運用上の配慮を含めた消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用の適正を確保するため、各分野の有識者に「不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー」を委嘱することとしています。令和8年度に委嘱する有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原 なつ子 立教大学名誉教授

藤本 頼生 國學院大學神道文化学部教授

（敬称略、五十音順）